

令和5年12月12日

(p c)
組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の
一部改正について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康
医療局生活衛生部生活衛生課長から、次のとおり通知がありました。
つきましては、関係する組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

一部改正の概要

事業譲渡を地位の承継として扱うよう規定されたことから、現行の規則で定
める届出手続きに関して規定の整備を行う。

なお、施行期日は令和5年12月13日